

石川地方発熱外来センターが開設されました

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、発熱などの症状がある患者を一般外来と区別して診療する発熱外来が石川郡内に開設されました。

開設期間

令和2年7月6日（月）～令和3年3月31日（水）
※土日、祝日、お盆期間（8月13日（木）～15日（土））、
年末年始（12月29日（火）～翌年1月3日（日））を除く。
【完全予約制となります】

診療時間

午後1時～午後3時

診療場所

石川郡平田村大字上蓬田字大隅30
ひらた中央病院駐車場内（石川地方発熱外来センター）

対象患者

原則として、発熱など新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状があり、かつ、年齢が満13歳以上で次に掲げる方

- 石川郡内に居住している方
- 石川郡内に勤務している方
- 石川郡内に通学している方
- 石川郡内の医療機関に通院されている方
- 帰国者・接触者相談センター（県中保健所）から紹介があった方

受診方法

かかりつけ医や地域の診療所等を受診（電話相談）し、指定された日時に石川地方発熱外来センターで受診【完全予約制】
※かかりつけ医や地域の診療所等が発行する「診療情報提供書（紹介状）」がないと受診できません。

持参物

健康保険証、預かり金3,000円（後日精算）

事業実施主体

医療法人誠励会

事業協力者

石川郡医師会、石川地方町村会

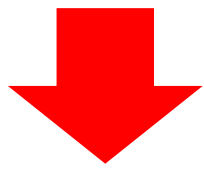
◎石川地方発熱外来センターに関するお問い合わせ先

医療法人誠励会 ひらた中央病院 ☎0247-55-3333

発熱外来受診の流れの詳細は裏面をご覧ください

《発熱外来受診の流れ》

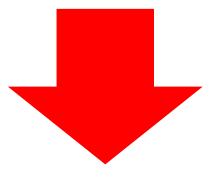
発熱等の症状がある患者



①

かかりつけ医・地域の診療所等
を受診(電話相談)

- かかりつけ医や地域の診療所等が発行する診療情報提供書(紹介状)がないと発熱外来は受診できませんので、必ず受診してください。



②

石川地方発熱外来センター
で受診【完全予約制】

- 受診の際に必要なもの
 - 健康保険証
 - 預かり金3,000円(後日精算)
- 注意事項
 - 受診の際は必ずマスクを着用しましょう。
 - 必ずご家族(すでに濃厚接触者と考えられる方)と一緒に受診しましょう。

発熱外来センター周辺図

